

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 COO 吉田 雅司
コード番号 3 0 8 8 東 証 一 部
問合せ先 総 務 部 長 杉 戸 一 雅
TEL (0 4 7 - 3 4 4 - 5 1 1 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日付で施行され株券は電子化されました。これに伴い、当社定款の一部を以下のとおり変更するものでございます。

- ① 決済合理化法の施行に伴い、当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされるため、この該当条文及びこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文を削除するものであります。(現行定款第 7 条及び第 9 条第 2 項)
- ② 決済合理化法の施行により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたため、これに伴い無効となる実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(現行定款第 10 条第 3 項及び第 15 条)
- ③ 会社法第 221 条の定めにより、決済合理化法の施行日の翌日(平成 21 年 1 月 6 日)から起算して 1 年を経過する日(平成 22 年 1 月 5 日)まで株券喪失登録簿を作成及び備置きする必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則へ移行し、これを平成 22 年 1 月 6 日に削除するものであります。(現行定款第 10 条第 3 項)

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりでございます。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第<u>8</u>条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第<u>9</u>条 当社の单元株式の数は、100株とする。</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>10</u>条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成、備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>第<u>11</u>条～第<u>14</u>条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第<u>15</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>第<u>7</u>条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第<u>8</u>条 当社の单元株式の数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>9</u>条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>第<u>10</u>条～第<u>13</u>条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第<u>14</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第16条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以 上